

クリーニングご利用規約(約款)

(本約款の適用範囲について)

第1条 当店をご利用頂くお客様は、利用者会員とさせていただきます。

(当店をご利用いただく上での必須条件)

第2条 常時なんらかの方法で双方向の連絡が取れる方。

会員約款に則ってご利用頂ける方とさせていただきます。

(基本条項)

第3条

- (1) クリーニングに出す前にポケットの中の点検をお忘れなくお願いします。受付後、検品でお忘れ物が見つかった場合は有用性があると判断したものをお返しします。当方判断による廃棄、返品無用品に起因する責には応じられません。
- (2) キズ、小さな穴・ほころび等がクリーニング中に広がる場合がございます。検品時点で見つかった場合に工程途中でお返しする場合がございますので予めご了承ください。
- (3) 上下対の商品は必ず一緒にクリーニングにお出し下さい。クリーニング頻度によってはどうしても若干の色合変化が生じます。クリーニング回数に限らず上下対でも染色堅牢度の誤差から色見に差異が生じてくる商品もございます。
- (4) シミの種類や付着経過期間をお分かりになる範囲でお申し出ください。シミ自体の成分によっては数ヶ月着用後又は保管後、クリーニング工程中に浮き出てくるものや変色するものもございます。
- (5) 顧客識別の為、品質表示やラベル等にホチキス、安全ピンを使用し番号本タグを取り付ける事がございます。但し、商品にラベル等がない場合は、衣類に直接安全ピン等を使用し取り付ける事がございます。その際に発生するホチキス、安全ピンの通し穴は補償の対象外となります。
- (6) ドライマークが洗えると謳う洗剤・洗濯機を使用しても、水以外の溶剤と指定されている品物をご家庭にてドライクリーニングは行えません。一度縮んだり、色が抜けたら、風合いが変わったお召し物は修正不可能なものも多く、これら事故後商品や他店で不適切なクリーニングをされ事故品となったものを当方に預けてからのお申し出には対応いたしかねます。
- (7) 飾りボタン類や装飾品は可能であれば外してからご依頼ください。取扱い・品質表示はこれらのものに対する表示とは限りません。万全を尽くして取扱いますがこれらの紛失、欠損は補償外とさせていただきます。
- (8) クリーニング処理中に、ファスナー・飾りボタン・特殊装飾品の付いた商品・ポリウレタン他の特殊繊維などについては、耐用年数や保存方法、使用頻度などにより破損する場合がございます。これらの場合は自然劣化現象の為、当店では責任を負いかね

ます。

- (9) お預かりした商品が、シミ抜きや再洗いなど品質維持のために、本来の引き渡し予定日にお渡しできず、後日での引き渡しになる場合がございますのでご了承ください。
- (10) 店員や他のお客様にご迷惑や、恐怖感を与えたと取られる行為が見受けられた場合については反社会的勢力関係者の判定を得ることなく当方判断で110番通報、もしくは担当機関に相談させていただく場合がございます。
- (11) 受付商品も経年劣化及び変化、耐用年数、取扱方法がございます。クリーニング後の個人の感性や感覚部分等に関するお申し出があった場合、弊社品質規定に則った再洗い・再仕上げを、補償期間内であれば無料でお受けさせていただきます。但し番号本タグ付商品に限らせていただきます。
- (12) 仕上がりへの御意見に対し、精神的慰謝料および時間的損失の主張請求に関しては応じかねます。
- (13) お渡し予定日より6ヶ月を経過してもお引取りがないお品物につきましては、期間経過後の月末にて破棄する場合がありますので、予めご了承ください。

(賠償制度)

第4条 万一弊社に過失があった場合、当社規定クリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。繊維製品における専門機関の鑑定もしくは繊維製品品質管理士の鑑定等を利用した場合、責任の所在が使用者もしくは製造者（メーカー）等と判明した場合、その過失割合に応じた鑑定料を実費ご請求させていただきます。責任所在の断定をすることが難しい場合においては、弊社では問題解決に対し可能な限りの作業をし、着用に耐える状態での商品の納品を最優先しております。

(事故原因所在)

第5条 クリーニングの事故原因所在を以下に大別します。

- (ア) クリーニング方法及び取扱い方法に過失がある場合
- (イ) 製造者（メーカー）の企画・製造等に過失がある場合
- (ウ) 使用者の使用方法及び保管方法等に過失がある場合

(賠償範囲)

第6条 弊社が事故賠償の責に応じられるのは次に示す第5条（ア）の内容です。

- a. クリーニング洗浄による損傷
- b. シミ抜き工程による損傷
- c. プレス仕上げによる損傷
- d. 不明及び紛失
- e. その他の原因による損傷につきましては、繊維製品における専門機関の鑑定もしくは繊維製品品質管理士の鑑定による判断に基づくものとします。

(賠償対象外)

第7条 次に示す第5条(イ)(ウ)の原因所在に関しましては賠償の責に応じかねます。

(イ) 製造者(メーカー)の企画・製造等に過失がある場合

1. クリーニング方法がまったく異なる素材で組み合わせられ企画・製造された商品
2. 組成表示や洗濯表示に誤記が見受けられる商品
3. 経年劣化及び変化の著しい素材で企画・製造された商品(ポリウレタン加工等)
4. 染色堅牢度の弱い素材で企画・製造された商品
5. 接着方法に問題のある素材、接着剤で組み合わせられ企画・製造された商品
6. 熱セット性が弱い生地で企画・製造された商品(プリーツ加工やシワ加工等)
7. 通常の使用に耐えない素材で企画・製造された商品
8. 通常のクリーニングに耐えない素材で企画・製造された商品(洗濯表示が全て不可表記商品・縫製糸の弱い商品によるほつれやほころび・スパンコール・刺繍・ビーズ・プリント剥離・装飾品の破損・ボタン等の欠落及び破損を含む)
9. 表示責任者の名称と連絡先の表示がない商品

(ウ) 使用者の使用方法及び保管方法等に過失がある場合

1. 組成表示・洗濯表示・表示責任者タグ(メーカータグ)のいずれかが欠落した商品
2. 経年劣化及び変化によるもの
3. 汗や日光・照明による変退色や脱色
4. 化学薬品等による変退色や脱色が見受けられる商品
(整髪剤・パーマ液・洗剤・漂白剤・バッテリー液・排気ガス等の付着によるもの)
5. 着用時に発生した破れ・ほつれ・糸引き等
6. ボタンの欠落及び破損
7. 使用者保管中の損傷

(賠償条件)

第8条 第6条に基づく賠償条件としては以下の通りです。

1. 当該商品お渡し後より30日間以内に番号本タグ付商品に事故が判明し、お申し出頂いた場合、もしくは弊社が事故扱いと認めた場合に限ります。
2. 商品購入価格については、購入時の領収書・レシートを必要とします。それ等が紛失、またはお手元がない場合につきましては、商品製造年月日に基づくメーカー調査を行い、当時の参考価格を元に購入価格を決定させていただきます。商品の確認が取れない場合、メーカーと連絡が取れない場合につきましては都度協議の上、決定させていただきます。
3. 時価を超えての補償、商品への付加価値には応じられません。
4. 第5条(ア)の場合、クリーニング代金はお返しいたします。第5条(イ)(ウ)の場合は、該当品のみお返しいたします。また、第5条(ア)の場合は該当品の返却は出来かねます。
5. 損害賠償金額につきましては、契約保険会社による損害賠償制度に則り賠償させていた

できます。当店の責めを負わない天災その他一切の事項により商品が引き渡し不可となった場合、当店は責任を負いかねます。

6.メーカーが製造物責任（PL法）に任ずるようにより、お客様に代わって事故賠償交渉を弊社が行う場合もございます。

（約款内容の変更）

第9条 当約款は、会員に事前の通知をすることなく、本約款の内容または名称を変更することがございます。この場合の利用条件は、商品お預かり時点の会員約款によります。約款内容変更にあたって、会員にその旨を広く周知する努力をするものとします。

（協議事項）

第10条 本約款に記載無き事項及び本約款の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、お客様と弊社において相互信頼の精神に基づき、協議の上、穏やかに解決を計るものとさせていただきますが、二者間において問題解決が難しいと判断させていただいた場合には、中立公正な第三者機関にお客様にも仲裁申し出をお願いする場合がございます。